

<p>5</p>	<p>登録証明書等</p> <p>1 測量業務の申請者 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を証する書面の写し</p> <p>2 建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）の申請者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による建築士事務所の登録を証する書面の写し</p> <p>3 その他の業種の申請者 下記の法律等による登録がある者は、登録を証する書面の写し ○建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号） ○地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号） ○補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号） ○不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第24条の規定</p>	<p>1部</p>
<p>6</p>	<p>測量等実績調書</p>	<p>1部</p>
<p>7</p>	<p>技術者経歴書（統一様式の様式④）</p>	<p>1部</p>
<p>8</p>	<p>商業登記簿謄本の写し（法人の場合）又は身元証明書の写し（個人の場合） ※発行後、3か月以内のもの。</p>	<p>1部</p>
<p>9</p>	<p>国税の納税証明書（法人：その3の3、個人：その3の2） ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の3か月以内のもの。写し可。</p>	<p>1部</p>
<p>10</p>	<p>熊本県税の納税証明書その6等 ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の3か月以内のもの。写し可。 ※熊本県内に営業所等を有しない者は除く。</p>	<p>1部</p>
<p>11</p>	<p>〈申請日現在、ISO9000又は14000シリーズの認証を受けている場合のみ〉 審査登録証等の写し ※ISOの認定機関である財団法人日本適合性規格認定協会（JAB）又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査登録機関が発行したもの。 ※委任先（委任先がなければ本社）で取得していること。 ※申請日現在有効であるもの。</p>	<p>1部</p>

5 資格審査及び結果通知

(1) 地方自治法施行令第167条の4に基づき、競争入札に参加しようとする者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の有無について審査を行う。ただし、4に掲げる提出書類に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については審査の申請を受け付けられないものとする。

ア 申請直前2か年の営業年度において実績がない業種

イ 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録がない場合の測量業務

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録がない建築関係建設コンサルタント業者の建築一般

エ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が官公需適格組合証明基準に適合していると認められている場合は、この限りではない。

※測量業務又は地質調査業務を希望する者については、該当する技術者がいない場合審査の申請を受け付けるが、熊本県の指名は受けられない。また、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務については、2名以上の技術者がいない場合は同じく審査申請を受け付けるが原則として熊本県の指名は受けられない。

(2) 審査の結果は平成16年3月末までに文書で通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間
平成16年4月1日から平成18年3月31日まで。

7 注意事項

(1) 書類はA4のフラットファイル（熊本県内業者は青色、県外業者は緑色）に綴り表紙及び背表紙に「新規」又は「更新」の別、商号及びふりがなを明記すること。
なお、提出書類については、4に掲げる順番で綴ること。

(2) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所（主たる営業所を含む。）は、1か